別表第７の１の注15中「基準該当生活介護」を「、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第54条の８の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令第71条の４において準用する同令第54条の８の規定による基準該当放課後等デイサービス」に、「、基準該当自立訓練（生活訓練）、児童発達支援若しくは放課後等デイサービス」を「若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）」に改める。

○厚生労働省告示第二百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第九十号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年七月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久